

令和元年度山形県環境審議会第1回自然環境部会 議事録

1 日時 令和元年9月27日(金) 13時半～15時半

2 場所 自治会館201会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、江成はるか、佐藤景一郎、梶本卓也、鳥羽妙、野堀嘉裕、本橋元、池田香、横山潤

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 高居和弘【代理：農村環境課課長補佐 畠中昭二】
東北森林管理局長 小島孝文【代理：山形森林管理署地域林政調整官 船津浩章】
東北経済産業局長 相楽希美【代理：環境・リサイクル課長 石森武博】
東北地方整備局長 佐藤克英【代理：企画部 環境調整官 武藤徹】
東北地方環境事務所長 小沢晴司【代理：次長 中島慶次】

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部	みどり自然課長	石山 清和
	課長補佐(自然環境担当)	加藤 雄祐
	自然環境主査	吉田 桂司
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主事	白田 勇一
	嘱託	藤原真由美

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

石山みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数17名のうち13名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に本橋委員と横山委員が指名された。

(5) 審議事項1 木地山、野川鳥獣保護区生地山、野川特別保護地区の指定(再指定)について

事務局： 山形県環境審議会条例に基づき、部会の会の議長は部会長が務めることになっているため、これからの進行は部会長にお願いします。

幸丸部会長： 議論に入る前に、本日の議事録署名員を本橋委員と横山委員にお願いします。

それでは次第の3審議事項の(1)木地山、野川鳥獣保護区木地山、野川特別保護地区の指定(再指定)について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より説明)

幸丸部会長： ご質問等いかがか。

江成委員： 位置図について、今回の再指定にあたり、区域が少し狭くなっているのはなぜか。

事務局： 特別保護地区については面積の増減はないが、特別保護地区を含む全体の鳥獣保護区については、平成 23 年長井ダム completion による道路のつけかえ等に伴い、区域が変更され一部縮小になっている。

幸丸部会長： 図面上で計測して変更になったということではなく、具体的に区域変更があったということか。

事務局： そのとおり。

梶本委員： 10 年毎に更新をしているということだが、この 10 年間で生物相等目立った変化の有無はあったのか。

事務局： 法律に基づいて鳥獣保護管理員を配置し、鳥獣保護区の管理や鳥獣保護区内の鳥獣の生息状況を定期的に調査している。特別保護地区の更新にあたり、同じルートを目視で行う調査を 6 回実施し、今回新たにヤマドリ、イノシシの 2 種を追加している。

梶本委員： この 10 年間であまり変化がなく、このまま特別保護区として維持していく必要があるなら再指定すべきだと思う。少しイノシシが増えた程度で、あまり変わっていないということか。

事務局： そのとおり。

幸丸部会長： リストを見ると、本来対応しているべき種が随分もれているようだ。鳥獣保護管理員が調査するということで見落としもあるのだろうが、貧弱な鳥獣相になっている気がする。現状の仕組みの中で仕方がないことかもしれないが、山形県内の鳥獣相をカバーする意味で、やはり特別保護地区はできるだけリストをきちんとすることが望ましいと思う。鳥獣保護管理員が遠くまで足を延ばし、綿密な調査をするのも難しいのだろうが、将来的には考えていく必要があると思う。

野掘委員： 木地山ダムの左岸側にある特別保護地区が、ほぼ水面に面しているとの説明があったが、一部水面に面しているが、指定されていない場所があるのはなぜか。

事務局： 木地山ダムの一部指定されていない部分は、長井市の市有地であるため特別保護地区から除いている。

幸丸部会長： 他に質問等なければ、諮問の木地山、野川鳥獣保護区・特別保護地区の再指定については了承いただけるか。

各委員： 異議なし。

(6) 審議事項 2 鳥海鳥獣保護区鳥海特別保護地区の指定（再指定）について

(事務局より説明)

池田委員： 鳥海山周辺がジオパークに認定され、入山者が増えている。そのことに関連して、鳥獣保護区の変更はないのか。

事務局： ジオパークに関連しての区域を拡大・縮小はなく、これまでの区域を従来どおり存続していくものである。

本橋委員： 存続期間が 20 年となっているが、その期間内に指定区域を変更することは可能なのか。状況により、特別保護区をもっと広げた方がよいというようなこともあると思う。

事務局： 鳥獣保護区の期間は、最大で 20 年指定することが可能であり、その期間内に特別保

護地区も20年指定できる制度になっている。環境省で指定する国の保護区については、かつては10年がスタンダードだったが、現在国も20年の指定にしている。山形県では、山岳部の状況にあまり変化が起きないような、状況の変わらない奥山については20年で計画している。木地山についても20年が望ましかったが、地域との調整がつかず、イノシシが増えてきたこともあり、10年に設定している。

指定期間中の地域の拡大は、論理的には可能だが、実際には、地域との調整が整わなければ難しい。今回は現状が大きく変わっていないため、存続していくものである。

幸丸部会長： 基本的には非常に調整が難しいため、いったん最大限の20年に設定しておき、状況が変われば変更していくということだろう。

事務局： 補足になるが、奥山と異なり、里山等人為的な環境に近い保護区では、状況が変わる可能性が大きいので、20年ではなく10年の指定を計画している。

江成委員： 次の議題にも関係してくるが、この鳥海地域ではニホンジカの増加が気になっており、20年指定で大丈夫か。

事務局： 鳥海付近遊佐町でのニホンジカの子撃件数が増えており、一抹の不安はあるが、基本的には鳥獣保護区に指定すると狩猟期間中の捕獲はできなくなるが、許可捕獲は可能なため、数が増えた場合には迷わず捕獲、また農作物被害が出た場合には電気柵や侵入防止柵等による対応を進めていきたい。

幸丸部会長： 昨年度も、鳥獣保護区の中で捕獲をできるようにするというような話が出たと思うがどうか。

事務局： 狩猟鳥獣捕獲禁止区域という制度があり、基本的にその区域で狩猟鳥獣を捕獲してはいけないというものである。これに「イノシシ・クマを除く」というただし書を付けると、イノシシとクマの捕獲ができるというもの。現在、鳥獣保護区を更新する際に、地域から縮小または削除してほしいという要望が増えている。イノシシが増えていることで、その場所が鳥獣保護区になってしまうと狩猟による捕獲ができなくなるということが主な理由になっている。このため、「鳥獣保護区」を「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に振り替えた地域も2箇所ほどある。この制度を地域が望めば、振り替えも検討していかなければいけないと考えている。

中島特別委員： 鳥獣保護区の配置について、前回の法改正の後に管理基本指針が併せて変更になり、その際、森林鳥獣生息地の保護区、主に狩猟の管理を目的にしている地域について、シカやクマなど資源管理として県が指定している保護区について書きぶりを変えており、これまで積極的に指定したところを現在は「今後は必要に応じて保護を目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護が適切かを考慮した上で新規指定又は存続期間の更新等を検討する」としている。これは、シカ等増えていく中で、現在の鳥獣保護区の配置の仕方、資源管理としてその保護区のあり方が正しいかどうかを積極的に見直していこうという趣旨でこのような文章に変更したという経緯がある。先ほど江成委員が発言したことはとても重要で、今回の件について、山形県はまだこれからシカが増えていくという段階だが、先を見据え、単なる更新にせず、これからどのようなことが起き

るか、こういった対策が必要になるかということを検討した上で、特にこの森林鳥獣生息地については、更新もしくは指定をしていくのがよいのではないかと。

野 掘 委 員： ここは保護林に該当していないと思うが、その確認はしているのか。この質問の背景には、鳥海山の北側、秋田県側には尾根筋に大量に風力発電ができており、この鶴間池の北側の尾根筋も風況をみるとよさそうに見えるので、林道さえあれば風力発電の対象になり得るところと思われる。そして木地山ダム周辺と違い、鳥海鳥獣保護区域周辺は原生状態の森林が非常に多く残っており、本来ならば、今の質問にもあったが、保護区域を広げることも考えた方がよいのではないかと強く感じる。

事 務 局： 計画書別表1に記載あるとおり、ほとんどの地域が制限林の保安林に指定してされている。

風力発電については、鳥獣保護区でもあるが、鳥海国定公園でもある。鳥獣保護区部分も国定公園の一種、二種、三種等が混在している。風力発電がどこに設置されるか分からない状態では何とも言えないが、この鳥獣保護区の特別保護地区には保護の必要性の高いイヌワシの営巣地も含まれているので、鳥獣保護の観点からもここでの風力発電はどうかと思う。

幸丸部会長： 鳥獣保護区の特別保護地区の規制で工作物の設置は制限される。イヌワシ等の観点から、どのような保全が必要なのかということを考えていかなければいけないと思う。おそらく鳥海国定公園では尾根筋に風力発電が連担する可能性等、将来的な課題は色々あると思うが、山形県では鳥海国定公園を見直す状況ではないのか。

事 務 局： 鳥海国定公園については、平成20年8月に大規模な見直しをいったん終えている。それから10年が経過しており、点検を行っていく中で、現場や管理機関の担当者と見直す必要があるものについては作業を進める必要があると考えている。

幸丸部会長： この部会は自然環境の保全というものが一番大きな目的・使命だと考えるので、その点について色々県内の状況が出てくる可能性がある中で、そのことも踏まえ、目を配って委員にも意見をいただいきたい。

江 成 委 員： 聞きもらしてしまったのだが、ここは国定公園の第二種、第三種、特別地域のどちらなのか。

事 務 局： この地域は区分が入り乱れており、一種、二種、三種地域が混在している。この国定公園の指定方法は典型的で、山頂部分は特別保護地区に指定され、そこから円錐形に一種、二種、三種地域となっている。

江 成 委 員： 風力発電の環境影響評価では、鳥獣保護区はあまり重要視されていないイメージがあり、もう少しそのようなことを規制できるものがあればよいと思い質問をした。例えば、この指定計画書の中で何かそのようなことを盛り込めるのか。

事 務 局： 鳥獣保護区の指定計画書に個別の開発計画の可否を記載することはできない。

幸丸部会長： 残念ながら、この制度が、水戸黄門の印籠のような効力を発揮するようにはならないだろう。

本 橋 委 員： 新旧対照表の中で、現行でも改正後でも、「猛禽類の生息が確認されている」と記載されているが、確認の頻度は変わってきているのか。個体数が増えているようであれ

ば現状でよいだろうし、減っているようなら広げることを検討してもよいのではないか。

事務局： この特別保護地区には色々な鳥獣が生息しており、中でもアンブレラ種としてイヌワシがかねてから生息している。この地域内に営巣地があり重要な地域と位置付けている。

冬場にかけてイヌワシが営巣を始めるが、確認頻度については、イヌワシと猛禽類の専門家に確認していなかった。現地で調査している人がいると聞いているので、あらためて確認のうえ、大きな変化があるようであれば、今後そのような拡大の検討も必要になると考えている。

幸丸部会長： イヌワシを主たる種として、猛禽類保護センターがある。その活動としてイヌワシの繁殖活動等を調査しており、その活動を損なわないような形で計画にも入っているのだから、是非情報を色々入手して保護に役立てて欲しいと思う。

横山委員： 我々には現場の様子がわからず、しかも20年後まで見直しが無いということになると、現況の情報は重要になってくると思う。今回添付されている現況写真について、鶴間池は特別保護地区に関係なく、周辺のブナ林の様子がわかっても仕方がない。もっと特別保護地区の中の様子がわかるような写真をもう少し添付すべきである。以前にも議論したが、現況写真がよくわからないものがあるのが特に気になっていた。

事務局： 同様の意見をいただいていた。以前はあまりにも林の中に入りすぎたため、何かよくわからないものという意見だったので、今回は少し外観がわかるようにと添付している。今後森林の中の様子もわかるような写真を添付していきたい。

幸丸部会長： 指定目的に対応した資料だとよいのではないか。

鳥羽委員： 自分は山形県外者なので、山形県のどこに位置していて、どのくらいの面積を占めているのかということがわかるとありがたい。

事務局： 鳥獣保護区の地図だけを示されても県内での位置がどこかわからないかと思うので、検討したい。

佐藤委員： 特別保護地区の制札の写真があるが、少し曲がっているようである。こういうものはもう少し新しいものに交換できないか。

事務局： この特別保護地区の制札については、鳥獣保護管理員に見回ってもらい、必要に応じて予算の範囲で交換を行っている。豪雪地帯であり、下の部分が少し曲がってしまっているが、予算の関係もありこの程度の損傷では交換せず、もっと傷んでからの対応となる。

補足であるが、制札の回収と交換は、新たに更新される区域で優先的に実施しているほか、今年度から、鳥海保護地区は、木柱から雪に対応できるスプリング式の制札を新たに設置する予定になっている。スプリング式はバネ式で、木にくくりつけるタイプである。

幸丸部会長： 今後適切に対応していただきたい。他に意見がなければ、本件についても承認いただけるか。

各委員： 異議なし。

(7) 審議事項3 山形県ニホンジカ管理計画の策定方針(案)について

(事務局より説明)

池田委員： シカの調査はこれからということで、被害が出ないように電気柵等で防御するのが最終的な手段になると思うが、[4 ニホンジカ管理計画の基本的な目標と管理方針(案)、(2) 基本的な目標の達成に向けた管理方針の]「④狩猟圧の確保」について、内陸の状況はわからないが、庄内では銃猟を行う団体が高齢化のため山に入れないという話を聞く。最終的に猟友会等に依頼して駆除してもらう方向になった際に、猟友会の高齢化に対し、どのように考えているのか。

事務局： 猟友会の会員数はこれまで減少を続けてきたが、最近になってようやく下げ止まり、徐々に増えつつある段階に入っている。狩猟免許取得者も徐々に増えつつあるので、研修等積んでもらい、捕獲ができる担い手になってほしいと考えている。

補足すると、最も多かった昭和53年で7,341名だった山形県猟友会の会員数は、最も少ない時には1,397名にまで減少した。山形県でも支援策を講じており、免許取得後銃猟を行う際に銃購入費用の補助や初心者講習会、狩猟に対する理解を深めてもらうための一般県民向け狩猟セミナー等を行っている。また、山形県内35市町村のうち31市町村で狩猟免許取得や銃購入のための補助制度を導入していることもあり、平成30年度に1,547人まで増え、増加傾向にある。

池田委員： 自分の知人も銃の免許は取得したが、スポーツ射撃がメインで、実際に血が出るのは嫌だという話もしていたので、是非そのような活動で広めていただきたい。

事務局： 今年度から狩猟試験を4回実施しており、その合格者に対して猟友会の補助制度等を紹介し、加入を広くアナウンスしており、継続していきたいと考えている。

江成委員： 猟友会の会員数が増えているということと、実際に出猟に出る人の数があまり比例していないのではないかという感覚があるが、それを踏まえ、例えば「4 ニホンジカ管理計画の構成(案)」の表に管理目標を捕獲効率や目撃効率でモニタリングするという部分があるが、これはおそらく庄内地域では難しいのではないか。実際に出猟する人が少ないように思えるので、本当にこれでモニタリングして管理目標が達成できるか疑問である。

また、この表の中で錯誤捕獲について触れていないが、これをどうするのか。特に東北地方ではカモシカの生息数が多いので、カモシカやツキノワグマの錯誤捕獲が多くなる可能性があるため、その点についても記載すべきではないか。

被害防除の管理目標の中で、指標が「農林業被害の量」となっているが、例えば林業ならいいが、農業ではイノシシ被害が多い所では、シカとイノシシ被害の区別が難しいと思う。また、他の哺乳類被害との区別をどうつけていくのか。

ゾーニングについては、「③生息環境管理」で「耕作放棄地の除草や緩衝帯の設置」とあるが、無理ではないか。あらかじめ守るべき地域を考えるべきではないか。また、緩衝帯もむやみに推進しても結局管理できなくなり、緩衝帯設置前よりもひどい状況になっている地域が山形県内各地で見受けられるので、この文言は消していただきたい

いと思う。最後に「忌避剤」とは何を指すのか。

事務局： まず、出猟者が比例していないという件について、確かにまだシカのために出猟する人はいないが、イノシシの出猟は庄内地域でも少し出てきているかと思う。せっかく猟に出る人から情報を得ないという手はないので、是非「出猟カレンダー」を実施していきたい。

錯誤捕獲の問題については、確かにツキノワグマの錯誤捕獲が懸念される。現在の第12次鳥獣保護管理事業計画で、くくりわなによるシカの捕獲を原則認めていないのは、クマの錯誤捕獲を懸念してのことであるが、そうも言っていない状況になってきているため、改正を考える必要がある。錯誤捕獲を防ぐために、シカのみを捕獲できるくくりわながあるということも聞いているので、他県の例を参考に色々と試験していきたい。

被害防除と農業被害について、農業被害については現在も、シカ被害とカモシカ被害との判断がつかないため報告されていない事例もあるのではないかとということも聞いている。葉の食痕でDNA判別ができるキットもあるということなので、森林研究研修センターから情報を得つつ検討していきたい。

ゾーニングについては今のところ全域で考えているが、確かに各地域で状況が異なるため、全県か地域単位かについては再度検討したい。

緩衝帯の設置や、耕作放棄地の除草は難しいとの疑問については、人が活動しなくなったため集落近くまで出没する状況が続いていることもあり、緩衝帯はできるだけ続けていきたいと考えているので、再度検討したい。

忌避剤について、森林研究研修センターで聞いたところでは、木に塗るとシカが寄り付かなくなるものだという事であり、このまま計画に盛り込みたい。

江成委員： 忌避剤については自分も聞いたことがあるが、忌避剤の文言を計画に盛り込むのはよいが、効果のほどは難しい部分があると思うので、忌避剤が前面に出てひとり歩きしないような書きぶりが必要と思う。

ゾーニングについて、管理ユニットを作ってもなかなかその通り管理することができないので、県全域を同一の区分とするということには賛成である。ただ、特に「ここに守らなければいけない高山植物がある」等については抽出するべきではないかと思う。

管理目標で「イノシシが増え、出猟者も増えている」という部分について、最も懸念されるのは鳥海山付近で、まだイノシシがあまり出没していないため出猟者も少ない印象があるので、そのような場所のモニタリングをどのように行なうかをいち早く考えていかなければいけない。

幸丸部会長： 現在、ハンターへのインセンティブは基本的に自家消費で、他ではシカ肉の消費等あると思うが、山形県ではクマの話は聞くが、販売の道はあるのか。あるいは放射能の関係で難しいのか。

事務局： ジビエについて、山形県内でも「ジビエを進めてよいのではないか」という意見もあるが、やはり色々と課題が多いと考えている。1点目は、イノシシとシカについて

は、一つの処理場で最低 1,500~2,000 頭がなければ採算ベースに乗らないという話がある。また、きちんとした販売経路で行う必要があるが、一方では全国的にブランド性の高い豚肉がある中で、イノシシのジビエでどのように競争していくか、そして放射能の問題もある。これまで山形県内にイノシシが入ってこなかったため、クマ以外にジビエの前例がない。イノシシの放射能検査は実施しておらず、実際に検査して、基準値を超えると風評被害につながるのと農業者からの意見もある。このようなことがあり、山形県でのジビエは状況をみながらでないとなかなか難しいのではないかと考えている。また、中部地方で豚コレラが流行しており、その状況も注視している。

幸丸部会長： イノシシは豚コレラのベクターとして新たな脅威となっていることもある。

事務局： 全てを否定しているわけではなく、できるような状況になれば、積極的に進めるべきであるとも考えている。

中島特別委員： 管理計画の基本的な目標のところで「遅滞相」が出てきたが、可能であればこのままの表現ではなく何らかの数値にする方が、今後事業を進めるうえでも使いやすい目標になるのではないかと。

ジビエについて、スーパーへの流通は現在無理だと思うが、一方、山形県では食文化が優れており、フレンチやイタリアンの店もある。そのような店ではどの地域でもよくジビエを提供しており、エゾシカもしくは石巻のシカを使用し、石巻はもう少し高いかと思うが、300円/100g程度で購入しているのではないかと思う。その計算だと、1頭あたり数万円となるので、狩猟者のインセンティブになるのではないかと。スーパーへの流通は無理でも、狩猟者が美味しい肉を提供できるようになり、ジビエを扱う高級店とつながれば、個々の狩猟者にはインセンティブになる。流通をしっかりとすることではなく、美味しい肉を提供するための処理方法の狩猟者向け研修会を行う等の方向性はあるのではないかと。

幸丸部会長： かつて屋久島でシカ肉を提供していたことがあるが、実はそれは全てエゾシカだった。最近になり、地元のヤクシカを処理し供給している。今の意見のように、そのような努力というのは各地であるのではないかと思うので、色々情報収集をしてみてもどうかと思う。

梶本委員： シカ管理計画を立てるうえで、今後3回程度検討するということが、全体を見た印象として、おそらく山形県の状況というのは秋田県が一番近い。秋田県へは岩手県経由で入ってきており、当研究所でも山形県はもちろん、秋田県や岩手県と一緒にシカを防除するためのプロジェクトを計画しているが、特に林業では山形県がまだ被害が出ていないことを考えると、案の最後に整理されている別表を見ても秋田県に近い状況なので、連携というか、情報交換を密に行った方がいい。例えば、秋田県ではモニタリングもカメラだけでなく、食痕でシカ・カモシカのDNA判定も始めているので、足並みをそろえてやり始めた方がよいと思う。先ほど話に出たジビエについても、5年ほどすると増えていく可能性があるため、そういう点からも管理計画を作るといってもよいのではないかと。平成27年度の環境省ガイドラインに沿って作成するということがあったが、それではもう古いという印象を持った。秋田県が管理目標を掲げて

おり、例えば、詳細な調査を行うということと強力な狩猟圧ということを早めに実施してこそ、低密度に抑えられるというところに来ていると思う。その辺りの具体的な情報を聞いて作成するのがよいかと思う。忌避剤云々の以前にモニタリングを行い、生息状況や侵入経路を把握すれば、管理すべき場所も見えてくると思う。

事務局： 東北各県、特に秋田県の話や状況を聞きながら、また環境省主催の勉強会でも情報交換をしながら進めていきたい。

幸丸部会長： 的確に対策を講じるためには、各県の経験や知識の情報共有が非常に重要だと思う。環境省の東北地方環境事務所が中心となって進めているようなので、市町村まで含めて意見交換やワークショップ等を行って欲しいと思う。

鳥羽委員： 新しい猟師を増やすということはもちろん、現在の猟師はシカを撃ったことがないと思うので、他県の宮城県でもそうだが、いざ相対した際に対応できるかどうかというのは別の話になるだろう。また、わなについても、かかるのが仮にシカだったとしても、子ジカなのか、オスなのか、メスなのかによっても全く対応が異なる。イノシシやカモシカ等、色々なものがかかってしまうのが普通なので、その対応方法を勉強してもらう機会を山形県が積極的に促すのが大切ではないか。すぐ戦力になる人が、他県の経験豊かな人たちから勉強できる場を設けて欲しい。

事務局： イノシシの捕獲技術研修会を他県の先進地から講師を招き研修会を行っているので、シカでも是非進めていきたい。

幸丸部会長： 山形県ではかつて百年間、シカは絶滅していたので、シカ撃ちの技術が途絶えてしまったのだと思う。青森県でもそのような状況で、白神でもどうするか問題になっている。極論になるが、山形県内のシカは全ていなくなった方がよいのかどうかということである。少し残したまま、遅滞相で維持するというのは大変なコストのかかる事だと思う。現在分布の高まりがある部分を徹底的に叩くのかどうかである。

事務局： 何箇所かよく見られる場所が出てきている。そこで現在監視を強化し、カメラの台数を増やしたりしているので、越冬地の調査も含め、捕獲に向けたデータを集めて情報を提供し、捕獲実証を行いたいと考えている。

幸丸部会長： 低密度のレベルで、どのように適正な密度に維持していくかということは大変なことだと思う。もう一つは、準備しておくべきは、やはり担い手の問題だろう。ハンターを含めどのように育成していくのか、錯誤捕獲をどのように防ぐのか、あるいは初めてシカに遭遇した時にどう対応するのか、そのようなことも含めて、担い手の育成や課題に取り組んでいくのがよいと思う。

佐藤委員： 緩衝帯について、林業の場合、我々は里山整備事業（やまがた緑環境税を活用）として里山を整備している。それと並んで、みどり環境税を使った事業も行っている。結局、耕作放棄地の除草というのはなかなか大変な作業で、森林化してしまったとしても、地目が水田だと手が付けられない。その場合、森林ノミクスとして、そのような事業としていくこともこれからは必要ではないか。要するに懐を広げて、その土地を共有し除草するなりしないと、山は刈ったとしても、耕作放棄地には手が付けられず、どうしても見通しが悪くなる。その辺りは役所の横のつながりでできる可能性も

あるのではないかと思いますので、是非検討していただきたい。

畠中特別委員： 里山と平場の外側、特に農地の関係については現在鳥獣被害対策支援事業の中で1ヘクタール以上の農地を対象に整備ができる。当然国の機関として環境省、森林管理局、農政局が、それぞれ山、里山、里という場所でしっかりと防衛線を張り、整備をすることで全てが可能になる。少し補足すると、隣県のことになるが、山に獣がいる、と皆思い山へ撃ちに行くが、実はそうではなく、里の耕作放棄地に潜んでいる。農水省の見解としては、被害をもたらす「害獣」と呼んでいるものは、里山にいる。農水省の鳥獣被害対策3本柱として捕獲、被害防除、そして生息環境管理、この3つがしっかり備わって初めて農作物被害を軽減できると考えている。とりわけこのような会では、「捕獲」が議論されるが、対策で大事なことは、山形大学でも森林研究研修センターでもかまわないが、まず専門家にしっかり入ってもらい、正しい対策を打つことである。捕獲に関しても、事業を活用した生息環境管理に関しても、どのような柵を張るのか、どの範囲に張ればいいのか、柵の種類はどうするのか、対象獣は何なのかといういうことを最初に専門家に入ってもらい、コーディネートしてもらい、これが一番効率的である。また隣県の話になって恐縮だが、山の中に何百キロメートルも柵を張ったが、それはすでにオブジェ化しているという話もすでに耳にしている。今年農水省でも柵の付け替えで事業を拡充し財務省要求しているところだが、先進地がゆえにそのような失敗談もある。ここ山形県は、被害額では東北で最も多い6億円だが、幸い害獣の捕獲頭数からみるとまだまだ対策を打てる余地があるかと思う。そのあたり、捕獲、生息管理、個々の被害防除、この3つの対策をまんべんなく専門家の元でやるのが大事だろう。さらに捕獲については、例えばシカもイノシシも自分達を「害獣」だとは思っていない。害獣か否かということは、環境省では何かしら被害を出しているものであり、里山を管理している人には食害をあたえる獣であり、農水省では野菜や果樹を食い荒らしたり、あぜを掘り起こし被害を与える獣だろう。要は、山の中から何から全てを捕獲しようとするれば、捕り手が少なく高齢化しているので、限りがある。やはり里と山との境界、いわゆる里に下りてくる害獣をしっかりと仕留めていく対策をひとつの基本柱に置き、進めてはどうかと思う。

幸丸部会長： 冒頭で話した千葉県で台風被害の電気の復旧が全く進んでいない件については、民有林の地権者にどう了解を取るかということなので、耕作放棄地についてもつながる話なのだろう。耕作放棄地の所有者に了解をもらうのは大変で、なかなか進まないというのはそこだろうと思う。

本橋委員： 資料4-1の「目的」1~2行目にかけて「…県内への定着が懸念される…」とあり、この表現だと、県内に定着してもらっては困る、となるが、その下の「…ニホンジカの生息密度を低い水準に抑え…」では、定着を許す、ということになると思う。これまでの説明では、低い水準での定着を許す、ということのようなので、「…県内への定着が懸念される…」という表現は変更した方がよいのではないかと。

また「3」に「ニホンジカ目撃件数の推移」のグラフがあるが、この出典あるいはこのデータがどういうものなのか明記すべきではないか。先ほど口頭では「カメラの

台数が増えた」という話もあったが、そのことも含め、この目撃件数が何を表しているのかがわかる形で資料をまとめた方がよいのではないか。

幸丸部会長： 「目的」の部分について、定着を否定するような「懸念」という表現についてはまた検討してほしい。データについては確かに、きちんと根拠を示すべきだろう。

今年度、あと2回審議会が行われる予定になっているが、その前に何度か専門家の意見を聞くスケジュール（第二種特定鳥獣管理保護管理検討委員会）はどうなっているのか。

事務局： この会の前に一度意見を聞いており、次回の審議会を12月に予定しているので、その前の段階でもう一度意見を聞き、検討委員会で検討したものを踏まえ、改めて審議会で議論してもらいたいと考えている。最後の審議会は2月上旬を考えており、その前の段階でもう一度検討委員会で意見を聴くことにしている。

幸丸部会長： 審議会の前に必ず検討委員会を開催して検討するということか。

事務局： そのとおり。

幸丸部会長： 今日の議論が次の検討委員会に反映される形で検討していただきたい。皆さんの意見は色々参考になったと思う。他にはいかがか。

特になければ、この方針について示された形で承認してよろしいか。

各委員： 異議なし。